

報 告 第 1 号

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る高知県債権管理条例に基づく債権放棄の実施について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和元年度に実施した、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権に係る 高知県債権管理条例に基づく債権放棄の実施について

令和元年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の一部を債権放棄しました。

1 制度の変遷

- 【1】 S33年度～S45年度 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度
- 【2】 S46年度～S56年度 同和対策奨学資金 「給付」制度
- 【3】 S57年度～S61年度 地域改善対策奨学資金（旧法） 「貸与」「給付」制度
- 【4】 S62年度～H13年度 地域改善対策奨学資金（新法） 「貸与」制度
- 【経過措置】 ～H18年度 H13年度廃止後の経過措置による貸与

2 債権整理に向けた取組

(1) 高知県債権管理条例の制定（平成29年2月議会で議決）（以下「県条例」と言う。）

第11条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 略

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 第11条に規定する徴収停止の措置をとった日から3年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

(2)(3) 略

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会に報告すること、またその際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済

(2) 全庁的な取組

平成 29 年 5 月 17 日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成 28 年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、29 年度、30 年度の 2 年間で集中的に整理に取り組むこととなった。

また、令和元年 5 月 27 日に開催された「第 1 回税外未収金対策幹事会」において、令和元年度の取組方針等が決定され、時効期間が経過している債権について、債権放棄の要件を満たしていることを確認したうえで、令和元年度中に債権放棄を行うこととなった。

3 人権教育・児童生徒課の取組

(1) 対象案件の絞り込み

高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金債権の整理に向け、平成 28 年度決算時点で時効期間が経過している債権の抽出を行った。

《 平成 28 年度決算時点において収入未済である債権の状況 》

	件数	人数	金額 (円)
(1) 時効期間経過債権	2,129	529	70,069,240
うち 全件について時効期間が経過しているもの (※1)	503	189	8,530,550
うち 一部時効期間が経過していないもの (※2)	1,626	340	61,538,690
(2) 時効期間未経過債権	8,765	988	428,779,655
(3) 合計	10,894	1,517	498,848,895

○債権放棄の検討を行う債権

全件について時効期間が経過しているもの (※1) のうち、特に平成 25 年度に地方自治法施行令 (第 171 条の 5) に基づき徴収停止を実施した債権 (433 件 (125 人) 4,621,700 円) について、債権放棄の検討を行うこととした。

平成 25 年度に徴収停止を実施した未収金債権の制度別内訳

	徴収停止日	内容	停止の理由
①社会福祉奨学資金貸付金	平成 25 年 6 月 10 日	・貸付未済金 392 件 (84 人) 3,271,250 円 ・戻入未済金 2 件 (2 人) 3,800 円	債権金額が少額 時効期間経過
②同和対策奨学資金戻入未済金	平成 25 年 8 月 7 日	・戻入未済金 38 件 (38 人) 1,249,500 円	
③地域改善対策奨学資金 (旧法)	平成 26 年 3 月 25 日	・貸付未済金 1 件 (1 人) 97,150 円	
合計		433 件 (125 人) 4,621,700 円	

(2) 平成 29 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

制度別② 同和对策奨学資金戻入未済金 27 件 (27 人) 1,005,000 円
平成 30 年 3 月 30 日付け 債権放棄 平成 30 年 5 月 2 日付け 不納欠損処理

※戻入未済金

給付型制度であるが、退学等で給付要件に該当しなくなったため、既に給付していた奨学資金のうち退学後に不用となった資金の返還を求めたが、支払いされず、戻入未済となったもの。

(3) 平成 30 年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

対象の債務者の所在調査の結果、該当者なし、あるいは意向確認調査に対して応答がなく、連絡がとれない者または支払いの意思のない者で、以後の回収が困難であると判断された者について、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、平成 31 年 3 月 29 日付けで県条例(第 14 条第 1 項第 1 号)に則り債権放棄を行うとともに、4 月 12 日付けで不納欠損処理を行った。

○高知県同和对策奨学資金の戻入金に係る債権

・制度別② (同和对策奨学資金戻入未済金) に係るもの 8 件 (8 人) 173,500 円

○高知県社会福祉奨学資金貸付金の返還に係る債権

・制度別① (社会福祉奨学資金貸付金) に係るもの 26 件 (26 人) 787,500 円

(4) 令和元年度に行った債権放棄及び不納欠損処理

対象の債務者の所在調査の結果、該当者なし、あるいは意向確認調査に対して応答がなく、連絡がとれない者または支払いの意思のない者で、以後の回収が困難であると判断された者について、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和 2 年 3 月 31 日付けで県条例(第 14 条第 1 項第 1 号)に則り債権放棄を行うとともに、5 月 26 日付けで不納欠損処理を行った。

○高知県社会福祉奨学資金貸付金の返還に係る債権

・制度別① (社会福祉奨学資金貸付金) に係るもの 69 件 (14 人) 613,600 円

(5) 未収金債権の削減に向けた今後の取組

○奨学資金返還相談員の活動

主に電話により、未納者に対する返還方法等の相談対応や滞納金の納付指導、免除申請の助言などを行う。

○債権回収業務委託

債権回収の強化策として、債権回収業務を弁護士に委託。

【参考】 地域改善対策奨学資金(新法)の全体像 (令和 2 年 5 月 27 日現在)

